

## 日本の原子力損害賠償制度の問題点 ——被害者保護のための改正を——

原子力事故がおきたときの被害者への賠償の責任を誰がどう負うのか。それを定めているのが原子力損害賠償法（原賠法）である。

原賠法は、原子力政策の根幹にかかわる重要なルールのひとつだが、2013年の夏までに改定される予定である<sup>注1</sup>。改定の方角によっては、危険な原発が稼働し、事故責任があいまいにされ、国民負担だけが増えていくということにもなりかねない。福島原発事故を教訓としてどう変えていくべきか、検討する。

### 1. 原賠法の目的は「被害者（被災者）の保護」を優先する

原子力損害賠償法の目的には、「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」（1条）の二つが並列されている。

しかし、福島原発事故から二年余りたつ今も、故郷に帰れない人が16万人を超え、賠償も依然として進んでいない。地域社会や産業、環境の再生には長い時間がかかる。この現状を直視し、法の目的は「被害者の保護」を最優先すべきである。

一方、事故原因やその責任の所在がまだ究明されていないにもかかわらず、大飯原発が再稼働し、新しい規制基準の適用には猶予（新しい基準に適合していてもよい期間）が設けられようとしている。事故の原因者の責任を追及しないまま「原子力事業の健全な発達」を可能にするような目的は、倫理的に間違っており、福島原発事故の教訓を踏みにじるものだ。

2012年夏に募集されたエネルギー政策の今後を問うパブリックコメントや多くの世論調査からも明らかなように、原発の発達どころか、原発そのものが根本から問われているというのが現実である。

### 2. 責任の集中より、責任の徹底を

事故の被害は、経済的なものだけを見ても、東京電力だけでは償い切れない。

原賠法では賠償責任が電力会社（原子力事業者）に集中する（3条、4条）ことになっており、電力会社が賠償しきれない場合は国が援助することになっている（16条）。原発の運転をしていた東電と、国策で原発を進め、規制・監督する立場でもある国に重い責任があることは言うまでもない。しかし、事故の責任を問われるべきは本当にその二者だけだろうか。

<sup>1</sup>原子力損害賠償支援機構法（機構法）が2011年夏に成立した時、できるだけ早期（1年以内）に、原子力損害賠償法（原賠法）の改正等、抜本的な見直しをはじめ必要な措置を講じることが決議され、機構法の附則に記された。

福島第一原発に採用されている原子炉の型 (GE 社製 MarkI) に、圧力抑制系などに問題があったことは、アメリカの原子力委員会の安全委員によって1972年から指摘されていた。1976年にはGEの技術者が、設計に危険な欠陥があることを公に指摘して辞職し、1986年には、アメリカの原子力規制委員会の安全委員のトップが、「Mark I 型原子炉の格納容器は小さく、設計圧力が低いため、放射性物質の封じ込めに失敗する確率が約90%とされている」と指摘している。全電源喪失しても、封じ込めに失敗しなければ、被害は小さく食い止めることができたかもしれない。

原賠法では、電力会社への責任集中に加え、製造物責任を除外 (4条3項) することで原子炉メーカーの責任を問うておらず、福島第一原発の設計や製造をした原子炉メーカー (サプライヤー) のGE、日立、東芝は、今のところ賠償に一切関与していない。しかし、原子力が巨大なリスクのある事業であり、原子炉に欠陥などがあってはならないことを考えれば、設計・製造した責任を空白にしてはならない。

### 3. 損害賠償のリスクを国民に負わせない

原賠法で、賠償額は、上限を決めない無限責任となっている。しかし、賠償金の支払いに備えて電力会社が加入を義務付けられている原子力保険の保険金の上限は1200億円にすぎず、20兆円にもなるといわれる福島原発事故の賠償額とは比べものにならないほど少ない。その上、原子力保険は地震・津波・噴火による原発事故をカバーしておらず、電力会社は別途、政府との補償契約を結び、地震のときは政府が1200億円を支払う。福島原発事故でも政府との補償契約により税金から1200億円が支払われた。

そして、賠償額が1200億円を超え、電力会社が払いきれない場合は、国が援助する (16条) ことになっている<sup>2</sup>。つまり、最初から賠償責任を負う者を電力会社に限定し、賠償負担の限度額を設け、それを超えた賠償金も、原子力保険では引き受けてくれない地震リスクも国 (国民) が負っているのである。

原子力賠償責任保険の保険金は、被害者が優先して受け取れる (9条) お金<sup>注3)</sup>として、手厚く用意されていなければならない。そして万が一の事故のときにも (それが地震によるものであっても) 国民の税金にできる限り手を付けないよう、充分な額を備えるべきである。もしそのような保険契約が不可能であるというならば、原発のリスクはもはや市場や社会が受け入れられるものではないということだ。

### 4. 原賠法改正への必須要素

いま、政府自民党では、原賠法改正に向けて検討が始まっている。

福島第一原発事故で被災した方々への賠償や支援は進んでいない中、責任を明確にしたうえで、国民負担を最小化<sup>注4)</sup>しつつ十分な賠償をし、福島原発事故の教訓を反映するために、原賠法改正にあたっては、次の5つの要素が不可欠である。

- \*法の目的は「被害者 (被災者) の保護」を優先する
- \*被害者を保護するため、賠償額や期間に限度を設定しない
- \*国民負担を最小化するため、原子炉メーカーをはじめ事故の原因に責任のある者から先に賠償責任を負う
- \*安全確保のため、原子炉も製造物責任法の対象とし、第三者の過失による事故も求償の対象とする
- \*巨額の賠償と地震リスクに対応できる保険への加入を義務付ける

<sup>2</sup> 東電には賠償のためにすでに3兆2000億円もの税金が積み込まれている (2013年3月末現在)。

<sup>3</sup> 電力会社が破たんしたとき、社債は金融機関などの債権者が優先的に弁済を受けられることになっている。

<sup>4</sup> 原賠機構法附則では、早期「2年以内 (=2013年夏まで)」に、国の援助を受ける原子力事業者 (東電) の株主やその他の利害関係者の負担の在り方等を含め、国民負担を最小化する観点から必要な措置を講じるものとする (附則6条2項) としている。